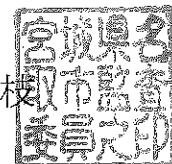


名取市監査委員告示第3号

令和7年2月20日付け名取市監査委員告示第1号で公表した定期監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により名取市長等から措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和7年3月21日

名取市監査委員 沼倉 雅



名取市監査委員 菅原 和



監査結果に基づく措置通知書

所属名 学校教育課

令和7年2月20日付名監第92号関係分

(指摘・要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<p>【契約関係】</p> <ul style="list-style-type: none">教師用教科書及び教師用指導書の備品購入において、名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定されている予定価格2,000万円以上の動産の買入れに該当していたにも関わらず、議会の議決を経ずに備品購入されていたものが見られた。名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、適正に処理してください。	<p>令和7年2月20日 名取市議会令和7年第二回定期会において、本件財産の取得及び令和2年度の同様の事案に対する追認の議案を提出し、議会の議決を得た。</p> <p>令和7年3月12日 今後の同様事案の発生を防ぐため、教師用教科書及び指導書購入事務取扱マニュアルを作成した。</p>

監査結果に基づく措置通知書

所属名 防災安全課

令和7年2月20日付名監第92号関係分

(指摘)要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<補助金関係> ・概算払の補助金について、補助金の額を査定するにあたり誤りがあった。後日返還されたが、翌年度処理となった。 補助金額の確定にあたっては、補助金の使途実績を検証し、額を確定してください。	措置を講じた年月日：令和7年2月28日 年度途中、補助金担当職員が急に退職したことを要因に、事務引継ぎに不備が発生し、不適切な事務処理となったことから、引継書の作成ルールなどを記載した事務処理の要領を作成するとともに、複数の職員による確認作業を徹底することとした。 また、補助金の執行が確定した時点で、不用額を市に戻入するよう団体の事務処理を徹底することとした。

監査結果に基づく措置通知書

所属名 農林水産課

令和7年2月20日付名監第92号関係分

(指摘要望)事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
・物品（農業用機械等）の無償譲渡契約の締結において、市長の決裁を受けていないものが見られた。	・令和2年2月19日付けで当該物品の無償貸与期間満了後の対応方針を整理した内容で得た市長決裁をもって、無償譲渡の契約締結については、市長の決裁を不要とする旨の内容を含んでいるものと誤認して課長までの決裁としていたこれまでの契約締結について、適正な事務の確保に向け、事後となりますが、補完する市長決裁を令和7年2月18日付けていただきました。